相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市和賀町藤根一四地割一二〇番地二、最後の住所岩手県滝沢市巣子八五九番地三四　被相続人　亡　林崎　ヌク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号　岩手県金属工業会館七階　みちのく法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市幸町二七五番地四、最後の住所茨城県古河市幸町一一番三九号　被相続人　亡　横山　和巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

茨城県古河市東本町二丁目三番六号

相続財産管理人　佐谷　道浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市かすみ野二丁目二番地七、最後の住所埼玉県川越市かすみ野二丁目二番地七　被相続人　亡　立山智惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県鶴ヶ島市藤金八五〇番地七一田口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田口　博章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市三山六丁目三五番、最後の住所千葉県船橋市南本町一一番二四号　クリード船橋　被相続人　亡　齋藤　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三　京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸島　一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市八街ろ一六八番地八一、最後の住所千葉県八街市八街い九四番地二一　被相続人　亡　石井　克弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル六Ｆ　きさらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市高津区溝口二丁目三一五番地、最後の住所東京都町田市能ヶ谷五丁目一九番二八号　被相続人　亡　太田　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号　朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市金生町下分五一四番地、最後の住所東京都足立区辰沼一丁目二番八―七〇五号　被相続人　亡　髙橋　露子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区南榎町五七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　片岡眞佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東尾久五丁目二八番、最後の住所東京都荒川区町屋二丁目二三番一五号　被相続人　亡　北角　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　布目　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市真鍋三丁目七九二番地、最後の住所茨城県土浦市東真鍋町八番一号メゾンソレイユ一〇六号室　被相続人　亡　関　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

東京都立川市曙町一―三〇―二一立川井上ビルＢ一―一弁護士法人ＥＮＩＳＨＩ

相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区前野町五丁目七番、最後の住所東京都板橋区前野町五丁目七番七号　被相続人　亡　和田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区白山二丁目三四番地、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目三三番三―一一〇七号　被相続人　亡　山崎　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

東京都千代田区麹町二―一二―一ＫＤＸレジデンス半蔵門五〇一菅野綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市一宮町田中八八八番地、最後の住所東京都葛飾区西亀有三丁目三一番二〇号　被相続人　亡　萩原　嘉弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十六日

東京都台東区元浅草二丁目六番四号上野コアビル六階畑・芳仲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芳仲美惠子